

四季彩のまち・かみふらの

— 風土に映える 暮らしのデザイン —

資料 編

■第5次上富良野町総合計画

第5次上富良野町総合計画策定経過表

時期	主様	町民意見反映	総合計画審議会	議 会	庁 内 作 業
H18/11	第4次総合計画評価				11/8 プロジェクト会議設置 11/20 第1回プロジェクト会議 ・スケジュール確認、会議運営
H18/12 ～ H19/2					12/15～2/22 第2～10回プロジェクト会議 ・4次評価
H19/3					3/5 策定委員会設置 3/7・22・27 第11～13回プロジェクト会議 ・4次評価
4	第5次基本構想策定				4/11 第1回策定委員会 ・構想策定スケジュール確認 4/16 第14回プロジェクト会議 ・町民アンケート検討 4/25 第15回プロジェクト会議 ・基本構想策定スケジュール
5					5/29 第16回プロジェクト会議 ・町民アンケート検討、4次評価
6		6/8 広報 ・第5次総合計画策定のお知らせと協力依頼 6/28 町民アンケート発送			6/7 第17～18回プロジェクト会議 ・4次評価 6/10 町民アンケート設問内容庁内調整
7		7/10 町民アンケート回収			7/9 4次評価庁内調整
8					8/ 町民アンケート集計作業
9			9/25 広報 ・総合計画審議会委員一般公募 5名	9/13 総務産建常任委員会 ・町民アンケート集計結果概要説明	9/28 課長会議 ・町民アンケート集計結果検証
10		10/25 広報 ・総合計画出前講座活用			10/1 第19回プロジェクト会議 ・町民アンケート結果検証
11		11/9 広報 ・総合計画出前講座活用 11/22 広報 ・町民アンケート集計結果	11/30 第1回審議会 ・町民アンケート結果の考察、5次総計構成概要等		
12					12/10～12 4次評価庁内ヒヤリング 12/14 第20回プロジェクト会議 ・5次構想構成検討、4次評価報告書検討 12/21 政策調整会議 ・5次構想と諸事業の調整 12/27 第21回プロジェクト会議 ・4次評価報告書策定 12/28 第2回策定委員会 ・4次評価報告書検討、5次構想構成協議
H20/1		1/25 女性学級出前講座 ・町民アンケート集計結果概要、5次基本構想構成、ディスカッション 1/28 住民会長懇談会 ・町民アンケート集計結果概要、5次基本構想構成			
2			2/20 総務産建常任委員会 ・5次基本構想構成説明		

時期	主様	町民意見反映	総合計画審議会	議 会	庁 内 作 業
3	第5次基本構想策定		3/28 第2回審議会 ・社会動向、町の現状考察、5次に向けた課題検討		3/10 第22回プロジェクト会議 ・5次構想素案検討 3/19 第23回プロジェクト会議 ・5次構想素案策定
4		4/10 広報・HP ・基本構想案掲載 4/10～5/12 基本構想パブリックコメント募集 4/14 観光協会懇談会 ・町民アンケート集計結果概要、5次基本構想構成 4/21 住民会長懇談会 ・5次基本構想概要	4/15 第3回審議会 ・5次基本構想案審議		4/2 第3回策定委員会 ・4次評価報告書確認、5次構想案協議 4/7 第4回策定委員会 ・5次構想案協議、確認 4/7 4次評価報告書確定 4/9 5次基本構想案諮問 4/22～24 5次基本構想案職員研修
5			5/13 第4回審議会 ・5次基本構想案審議、 答申に附する意見調整 5/23 5次基本構想案答申		
6				6/6 総務産建常任委員会 ・5次基本構想提案説明 6/12 議員協議会 ・5次基本構想提案説明 6/17 H20定例議会 ・5次基本構想議案提出、 議決	
7					
8					
9			9/26 第5回審議会 ・基本計画討議資料に基づく意見調整等		
10		10/10 広報・HP ・基本計画案掲載 10/10～11/10 基本計画パブリックコメント募集			10/1～15 基本計画施策及び事業調査・庁内ヒアリング 10/16 第24回プロジェクト会議 ・基本計画構成/内容検討、現況と課題の整理、数値目標検討 10/22 第5回策定委員会 ・基本計画構成/内容協議 10/24 第25回プロジェクト会議 ・基本計画構成/内容確認、事業体系整理、数値目標確認 10/27 第6回策定委員会 ・基本計画構成/内容協議・確認 10/27 5次基本計画諮問
11			11/6 第6回審議会 ・5次基本計画審議 11/17 第7回審議会 ・5次基本計画審議、答申に附する意見調整 11/18 5次基本計画答申		11/28 第7回策定委員会 ・審議会答申に伴う調整、基本計画の最終確認
12			12/8 総務産建常任委員会 ・5次基本計画説明 12/11 全員協議会 ・5次基本計画説明 12/16 H20第4回定例議会 ・5次基本計画策定報告		
H21/1～3	計画作成	3/25 5次総合計画書ダイジェスト版全戸配布			1～3月 総合計画書印刷・製本

第5次上富良野町総合計画について（諮問・答申）

上富総計 第 4 号

平成20年 4月 9日

上富良野町総合計画審議会

会長 伊藤里美様

上富良野町長 尾岸孝雄

第5次上富良野町総合計画基本構想の案について（諮問）

標記の件について、平成21年度から平成30年度の10年間における、本町のまちづくりの基本方向を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第5次上富良野町総合計画基本構想の案について総論を添えて諮問いたします。

審議のうえ、答申いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 諮問事項 第5次上富良野町総合計画基本構想案

2 答申時期 平成20年5月

平成20年 5月23日

上富良野町長 尾岸孝雄様

上富良野町総合計画審議会

会長 伊藤里美

第5次上富良野町総合計画基本構想案について（答申）

平成20年 4月 9日付け上富総計第4号で本審議会へ諮問された第5次上富良野町総合計画基本構想案について、審議を行った結果、平成21年度以降の10年間における、まちづくりの基本的な方向について適当と認め、意見を附して答申します。

記

附する意見 別紙のとおり

第5次上富良野町総合計画基本構想案に附する意見

基本構想案について

1 目標人口関連

- ・ 自衛隊再編の影響による隊員及びその家族の著しい減少など、基本構想に影響が及ぶとの判断にいたった場合は、基本構想の見直しなど、柔軟かつ速やかな対応を図ること。その際、町民に対する説明や意見を反映する機会の確保に努めること。

基本計画策定に向けて

1 目標人口関連

- ・ 他市町村から当町へ通勤する方が意外に多い実態にあり、このことも含めた移住・定住の促進に配慮されたい。

2 施策の大綱関連

- ・ 上富良野高等学校の存続が厳しい状況にあると思われる。地域に根ざした高等教育の場として存続させるためにも、専門科（例：福祉・医療など）や職業科の導入など、幅広い発想の中からより効果的な主要施策を示されたい。
- ・ 上富良野町を内外に発信する観点からも、環境・エネルギーに関する先駆的な取り組みがなされるよう主要施策に反映されたい。

3 土地利用基本構想関連

- ・ 土地の流動性を促すための制度や仕組み、支援について、主要施策に反映されたい。
- ・ 遊休農地、耕作放棄地が散見される状況にあり、農地の健全利用や景観保全、観光振興の観点からも土地の斡旋や有効な利活用について、主要施策に反映されたい。

4 共通事項

- ・ 多くの主要施策が示されると思うが、補完性を重視し、施策間の矛盾が生じないように深慮されたい。
- ・ 総合計画（まちづくり）の進捗が誰にでもわかることや評価の基準を明確にするため、可能な限り、主要施策ごとの数値指標（数値目標）の設定に努められたい。
- ・ それぞれの施策が一人歩きすることなく、各主要施策が横断的・有機的に結びつき、より高い有効性が発揮されるよう努められたい。

上富総計 第 34 号

平成 20 年 10 月 27 日

上富良野町総合計画審議会

会長 伊藤里美様

上富良野町長 尾岸孝雄

第 5 次上富良野町総合計画基本計画について（諮問）

第 5 次上富良野町総合計画基本構想に基づき、本町が取り組むべき施策を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第 5 次上富良野町総合計画基本計画について諮問いたします。

審議のうえ、答申いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 諮問事項 第 5 次上富良野町総合計画基本計画

2 答申時期 平成 20 年 11 月

平成 20 年 11 月 18 日

上富良野町長 尾岸孝雄様

上富良野町総合計画審議会

会長 伊藤里美

第 5 次上富良野町総合計画基本計画について（答申）

平成 20 年 10 月 27 日付け上富総計第 34 号で本審議会へ諮問された第 5 次上富良野町総合計画基本計画について、審議を行った結果、平成 21 年度以降の 10 年間に於いて、町行政が取り組むべき事項として適当と認め、意見を附して答申します。

記

附する意見 別紙のとおり

第5次上富良野町総合計画基本計画に附する意見

I 施策について

1 共通事項について

- ・ 総合計画の適切な進行管理と、計画の進捗状況など、町民周知の機会を充実されたい。
- ・ 今後の社会状況の変化など、計画の変更が余儀なくされた場合は、適宜再検討が可能な柔軟な体制づくりに努められたい。
- ・ 財政再建団体に陥り、あらゆる住民サービス等が低下する事態を招かぬよう、健全な財政運営に努められたい。
- ・ 地域活性につながるさまざまな取り組みについて、一層の民と官の協力による企画・実践が重要と考える。

2 個別施策について

- ・ 地域包括支援センターの主要事業として、「高齢者の虐待防止」が位置付けされており、このことを個別施策に反映されたい。

II 数値目標について

1 共通事項について

- ・ 数値目標の設定にあたっては、まず、基準値を含め目標として設定した数値が全国あるいは他の自治体に比して、本町がどの程度の位置にあるのかを明確にすることが必要である。数値目標を設定した項目について、国や他の自治体の実態を的確に把握し、施策に対して客観的な評価が行われるよう、計画の進行管理に努められたい。
- ・ あわせて、この数値目標は、今後の第5次上富良野町総合計画を評価するうえで、重要な位置付けとなるため、この取り組み（数値による評価手法）への一層の精度向上に努められたい。
- ・ 数値目標は通過点との考えに立ち、計画期間内での目標達成後においても、数値の再設定や見直し等を行い、施策・事業の推進・充実に努められたい。

2 個別の数値目標について

I-1-(2)-③ 身近な福祉体制の充実

- ・ 地域内（住民会単位）互助による福祉体制の確立が重要であり、活動実体が伴うことを前提とした「小地域ネットワーク」の構築（設立）数を、数値目標として掲載されたい。

I-1-(2)-③ 身近な福祉体制の充実

IV-1-(2)-① 社会活動参加の推進(分野=高齢者福祉)

- ・ ボランティアへの参加数を数値目標に設定したものについては、その数を団体登録等にとられることなく、参加・活動実態の把握方法を工夫し、数値に反映されるよう努められたい。

II-5-(2)-② 身近な安全を確保する地域づくり

- ・ 刑法犯被害届出件数は、年毎に大きな変動があるため、何ヵ年かの平均値を基準値及び数値目標として設定されるよう検討願いたい。

III 総合計画の推進にあたって

成長・学習全般

- ・ 子育てや教育など、子どもの成長環境の充実に向けた施策の連携による重点的な推進が重要と考える。また、子どもを巻き込む犯罪の防止と抑制体制の整備・充実に努められたい。

I-3-(1)-① 地域密着型産業の推進

- ・ 安全・安心な農産物が叫ばれる今、消費者と生産者を結びつける「地産地消」の推進は主要なテーマと考える。上富良野町農産物のブランド化等の取り組みを進め相乗効果を高めるとともに、地場農産物取扱店の明確化や直売の場としての物産センター整備、地場農産物のみを取り扱った郷土料理コンテストなど、具体的な取り組みを進める中から、農業・商業・観光の振興に努められたい。

I-3-(1)-① 地域密着型産業の推進

III-3-(1)-② 地場産品の積極的な情報発信

V-3-(1)-① 地元購買を拡大する取り組み

- ・ 大切に作物を育てている生産者がいるにもかかわらず、その生産物の価値を感じている人は少ないと思われる。おいしいばかりではなく、新鮮で栄養価も高く、優れた地場産品を町民・消費者に知ってもらう有効な手段の研究と実践が必要と考える。

また、優れた地場産品の高い価値を認識している者の立場からは、それを入手する機会の乏しさを感じている。保育園児の給食に上富良野産の野菜を取り入れようと取り組んだが、その難しさを痛感したこともあり、地元の生産者と消費者を直接つなぐルートの創出など、地産地消を推進するシステムづくりが必要と考える。

I-4-(2)-① 公共交通の利便性の確保と利用促進

- ・ 住民の足を確保する観点から、町営バスの運行も一つの方法と思うが、町民が必ずしも利用しやすい交通機関として機能しているとは言い難い。同様の経費をもって、運行の工夫、または他の手段も含め、利便性の向上に努められたい。

I-4-(2)-① 公共交通の利便性の確保と利用促進**IV-3-(2)-① 地域資源をフルに活用する産業振興**

- ・ 十勝岳温泉郷の冬季の閑散期対策、また、観光道路である道道吹上線の安全な交通の確保や環境保全の観点から、十勝岳線バスの冬期無料化を検討されたい。

II-3-(3)-① 新規立地や起業に対する支援の充実

- ・ 日本の長期人口予測が下方推移であることや上富良野駐屯地の人員削減など、これらの事情を踏まえ、当町における人口の確保には企業の誘致は欠かせないものとする。税制上の優遇をはじめ、IT関係なども含めた環境整備が必要と考える。

III-3-(2)-① 賑わいの拠点づくりに向けた中心市街地の形成

- ・ 駅前開発や中心市街地の活性化は大きなテーマなだけに、その事業の実行については先送りが繰り返されている状況にある。本総合計画においても、産業振興の観点からこの施策が位置付けられており、住民議論を踏まえたうえでの身の丈にあった投資と町民が行う関連事業への支援も含め、早急に具体計画を明らかにする必要があると考える。

IV-2-(2)-① 特色ある高校づくり

- ・ 上富良野高校の新学科の創設など、その実現には時間もかかり、また町だけで完結出来る課題ではないと認識している。長期的な上富良野高校の存続に向けて、早急に具体的な方針を定め、北海道など関係機関との協議を進めるべきと考える。

IV-2-(2)-① 特色ある高校づくり**IV-3-(2)-② グローバル化に対応した産業の推進**

- ・ 現在、国を挙げてのVJC（訪日外国人旅行者を増やす取り組み）や観光立国への動きがある中、上富良野高校における外国語の専門学科や観光関連の学科の創設について検討を図られたい。

IV-3-(2)-① 地域資源をフルに活用する産業振興

- ・ 温泉の医療・健康面での活用や町の自然・歴史・伝統文化・農業など、多様な地域資源との連携など、温泉の付加価値と魅力の向上に努められたい。

Ⅳ－５－(3)－① 新規定住の推進

- ・ 上富良野が好きで、移住をしたいという声をしばしば聞くが、それが中々実現に結びつかない要因として、収入の手段がないということがあげられる。移住希望者を対象とした賃貸住宅（賃貸期間１年程度）の充実・斡旋など、移住希望者の本格的な定住に向けた職探しや居住地選定が出来る環境づくり・サポート体制の充実に努められたい。

Ⅴ－１－(1)－① 町民自らが健康づくりを意識した生活を送れる地域づくり

- ・ 冬季の通学風景として、女子中高生のスカート通学が一般的になっている。中には素足の場合もあり、大切な成長時期であるにもかかわらず、自らの健康管理が出来ていない実態にあると思われる。学校や地域を通じ、子どもに対して、自身の身体の大切さや健康であることの大切さを伝える取り組み・機会の充実を図られたい。

Ⅴ－２－(1)－① 地域の子育て力の向上

- ・ 当町は、他の地域からの転入者も多いため、地域の子育て力によるファミリーサポートセンター事業の導入は急務と考える。

総合計画審議会委員

氏名	所属団体等	役職等
荒田 政一	かみふらの十勝岳観光協会	
伊藤 里美	ふらの農業協同組合	会長
大石 理香子	公募	
大西 邑子	公募	
小野 寿樹	公募	
加藤 祐一	上富良野町商工会	
坂下 達次	生活安全推進協議会	
高松 則広	PTA連合会	
長田 公一	公募	
永山 ひとみ	公募	
梨澤 節三	住民会長連合会	
芳賀 実	体育協会	
持安 弘行	(社)社会福祉協議会	
森本 京子	文化連盟	
吉村 好子	女性連絡協議会	副会長

上富良野町総合計画審議会条例

昭和53年11月2日条例第28号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、上富良野町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ上富良野町総合計画の策定について、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、上富良野町の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから町長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる答申までの期間とする。

2 委員が任命されたときにおける要件を欠くにいたったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月19日条例第6号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

上富良野町総合計画策定委員会設置要綱

平成19年3月5日決定

(設置)

第1条 第5次上富良野町総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、上富良野町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長、幹事及び委員をもって、別表1のとおりその職にある者で組織する。

2 委員会の事務局は総務課に置き、事務局長は総務課長とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 上富良野町総合計画審議会条例（昭和53年上富良野町条例第28号）により設置される上富良野町総合計画審議会（以下「審議会」という。）に対する諮問案の作成に関すること。
- (2) 審議会が行う調査及び審議に対し、求めに応じた報告及び資料等の作成に関すること。
- (3) その他、総合計画の策定に関し必要なこと。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、第2条第1項に定める者のほか必要と認める者を会議に出席させることができる。

(補助組織)

第6条 委員会の事務を補助する組織として、総合計画策定プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」）を置く。

2 プロジェクト会議は、委員長の指示を受けて、総合計画の策定事務を行う。

3 プロジェクト会議は、別表2に示す所属及び人数により指定される職員（以下「プロジェクト員」という。）によって組織する。

4 委員は、指定したプロジェクト員を補佐するために、別表2に示す所属及び人数により指定される職員を、第1サブプロジェクト員、第2サブプロジェクト員としてあらかじめ指定するものとする。

5 プロジェクト会議は、委員長の指示を受けて事務局長が招集し、プロジェクト員の互選による議長が主催する。

6 議長は、第6条第3項及び第4項に定める職員のほか、必要と認める職員を会議に出席させることができる。

(任期)

第7条 委員及びプロジェクト員の任期は、総合計画の策定が完了する日までとする。

2 委員は、指定したプロジェクト員、第1サブプロジェクト員及び第2サブプロジェクト員に異動等が生じた場合は、その都度後任を指定する。

(部会)

第8条 委員長は、必要に応じて委員会に部会を置くことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、総合計画の策定が完了した日に、その効力を失う。
- 3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。(改正)

別表1 総合計画策定委員会構成

役名	職	役名	職
委員長	町長	委員	建設水道課長
副委員長	副町長		町立病院事務長
幹事	教育長		会計管理者(兼会計課長)
	消防長		教育振興課長
委員	町民生活課長		北消防署長
	保健福祉課長		議会事務局長
	ラベンダーハイツ所長		技術審査担当課長
	産業振興課長		健康づくり担当課長
	建設水道課長		事務局長
	町立病院事務長		

別表2 総合計画策定プロジェクト会議構成

所属	プロジェクト員数	第1サブプロジェクト員数	第2サブプロジェクト員数
町民生活課	1	1	1
保健福祉課	1	1	1
ラベンダーハイツ	1	1	—
産業振興課	1	1	1
建設水道課	1	1	1
町立病院	1	1	—
教育振興課	1	1	1
北消防署	1	1	1
総務課	1	1	1
合計	9	9	7

総合計画策定委員会構成員

役名	職	氏名
委員長	町長	尾岸孝雄
副委員長	副町長	田浦孝道
幹事	教育長	北川雅一
	消防長	藤田三郎
委員	町民生活課長	田中利幸
	保健福祉課長	岡崎光良
	健康づくり担当課長	岡崎智子
	産業振興課長	伊藤芳昭
	建設水道課長	北向一博
	技術審査担当課長	松本隆二
	ラベンダーハイツ所長	菊地昭男
	会計管理者（兼会計課長）	新井久己
	町立病院事務長	大場富蔵
	教育振興課長	前田満
	議会事務局長	中田繁利
	北消防署長	三原康敬
事務局長	総務課長	服部久和
事務局	総合計画策定担当主幹	辻剛

※基本計画決定時

総合計画策定プロジェクト会議構成員

所属	プロジェクト員	第1サブプロジェクト員	第2サブプロジェクト員
総務課	石田昭彦	野崎孝信	
町民生活課	林敬永	北越克彦	北川和宏
保健福祉課	吉岡雅彦	大石輝男	松井勇
産業振興課	多湖逸郎	角波光一	北山雅幸
建設水道課	水島雅夫	佐藤清	菊地敏
ラベンダーハイツ	佐藤久美子	内山直生	
町立病院	長岡圭一	長谷川京史	
教育振興課	真鍋浩二	鈴木真弓	大谷隆樹
北消防署	安井盟	西川秋雄	原一志
事務局長	服部久和		
事務局員	辻剛	佐藤雅喜	

※基本計画決定時

用語説明一覧

用 語 説 明	最初の掲載ページ	
	総論 構想	基本 計画
ア行		
AED（エーイーディー） 心臓の心室が細かく震えて血流が止まった際に、必要に応じて電氣的なショックを与え、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器（自動体外式除細動器）	—	59
ALT（エーエルティー） 外国語指導助手（Assistant of Language Teacher）の略語	—	43
カ行		
介護療養型老人保健施設 介護を必要とする人への介護サービス提供施設のこと。本町の町立病院は、医療機関併設型小規模（29床以下）老人保健施設	25	49
環境保全型農業 土づくり等を通じて化学肥料や農薬の使用を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した農業・農法	—	40
グローバル化 経済活動や社会活動等が地球規模でつながり広まっていくこと	5	79
広域的協定 —自治体の枠を越えて、特定の事務・事業を行うための協定	32	—
公益的機能 一般（社会全般）への利益につながる、公共性の有した機能	31	81
高度情報通信環境（基盤） 多様な情報を世界的規模で入手・発信したりするため必要となる基盤のこと	5	71
コミュニティ 地域での共同の活動、暮らしを支える結びつき	24	36
コンパクトな市街地（コンパクト・シティ） 人口減少や高齢化社会に対応し、まちの中心部に主要な機能を集約し、市街地をコンパクトに保ち、コミュニティの再生や市街地の活性化につなげる考え方	—	81
サ行		
産消協働 生産者と消費者が緊密な連携をとりながら、地元にある資源、生産物をできるだけ地元で消費・活用することにより、域内循環を高めて、地域経済の活性化につなげる活動	29	89
自己実現 自分の能力・可能性を発揮して、自己の成長や活動を実践すること	28	—
自主防災組織 住民会等の自治組織が災害の発生に備えて被害の発生や拡大の未然防止のために行う活動	—	44

用語説明	最初の掲載ページ	
	総論 構想	基本 計画
自助・共助・公助 「補完性の原則」であり、個人の尊厳を最大限に尊重することが前提として 「自助」/自分が出来ることは、自らの責任で行うこと 「共助」/自分だけでは解決や実施することが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと 「公助」/個人や周囲、地域あるいは民間の力では非効率なこと、解決できないことについて、公共（公的機関）が行うこと	20	86
地場ブランド 特製品・上製品と称されるような、価値ある地場産品	27	66
循環型社会 環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑制する社会のこと	4	56
食育 食に関する適切な判断力を養い、心身の健康の増進と豊かな人間形成につなげる教育	—	62
水源かん養 森林などによって、水源を自然に養成すること	31	81
セキュリティ対策 危険や危害を防ぐ安全対策	—	71
タ行		
多世代共生型の居住環境 高齢者と若い世代など、さまざまな世代が交流し暮らしを支え合う居住環境	—	36
男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりのこと	29	92
地域循環型産業 地域の原材料や資本、技術、労働力などを活用し、生産や販売活動を行うこと	24	40
地産地消 地域で生産されたものを地域で消費すること	24	40
電子自治体の構築 住民の利便性向上のため、役所窓口での様々な手続きなどを、インターネット等を活用し安全かつ効率的に行えるようにすること	27	71
ハ行		
ハザードマップ 自然災害による被害を予測し、その被害範囲や避難経路や避難場所などの情報を地図化したもの	—	59
ファミリー・サポート・センター 「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員になって、お互いの理解と協力のもとに、地域のなかで育児のボランティア活動を有料で行う会員組織	—	88

用語説明	最初の掲載ページ	
	総論構想	基本計画
富良野広域連合 富良野管内の5市町村で構成され、事務の一部を共同処理することで、行政運営の効率化と補完を行う組織	32	—
ホスピタリティ表現 ホスピタリティは「おもてなし」の意味。ホスピタリティ表現は、おもてなしの気持ちを形にして表すこと。外国人対応のパンフレットや案内標識もその表現の一つに含まれる	—	78
ヤ行		
U・J・Iターン Uターン＝進学や就職のために出身地域外に出た後、出身地に戻ること Jターン＝進学や就職のために出身地域外に出た後、出身地の近隣地域に戻ること Iターン＝出身地以外の地域へ移住すること	—	78
優良農地 第1種農地を基本として、一定程度の基盤整備等が行われており、生産性が見込める農地（第2種農地＝市街地域に隣接、第3種農地＝市街地域内の農地）	31	53
ユニバーサルデザイン 年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように、施設などを設計すること	25	54
ユビキタスネット社会 誰もが場所を問わず情報通信ネットワークにアクセスでき、あらゆる情報を引き出すことが可能な社会	—	71

— 風土に映える 暮らしのデザイン —

四季彩のまち かみふらの

第5次総合計画

発行日■平成21年3月

発行■上富良野町